連合会等からの通知

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、毎年、厚生年金保険および国民年金の加入者(被保険者)の方に送付 されます。

「ねんきん定期便」により、過去の保険料納付実績や将来の老齢年金の見込額等を確認するこ とができます。

35歳、45歳、59歳以外の方

ハガキ様式の「ねんきん定期便」が送付されます。

(直近で加入している厚生年金の種別の実施機関から毎年誕生月の下旬に送付)

【ねんきん定期便でお知らせする内容】

これまでの年金加入期間

老齢年金の見込額

50歳以上の方・・・現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した額

50歳未満の方・・・これまでの加入実績に応じた額

直近1年間の標準報酬月額および保険料納付額等

これまでの保険料納付額(累計額)

35歳、45歳、59歳の方

封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

(直近で加入している厚生年金の種別の実施機関から誕生月の下旬に送付)

【ねんきん定期便でお知らせする内容】

これまでの年金加入期間

老齢年金の見込額

50歳以上の方・・・現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した額

50歳未満の方・・・これまでの加入実績に応じた額

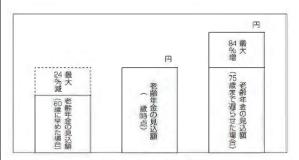
これまでの年金加入履歴

これまでの標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

これまでの国民年金保険料納付状況(国民年金加入歴のある方のみ)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
_	_

- ①年金の受給開始時期は、60歳から75歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。 (75歳を選択した場合、65歳と比較して最大84%増)(注) (注)65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間がある ときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる
- 増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。 ③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳 開始と比較して最大24%減額となります。



1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1)国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

炎お問い合わせの際は、 基礎年金番号をお知らせください。

最近の月別状況です

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」が「誤り」、あると思われる方、特に転職・転動が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、国民年金および一般厚生年金期間については、お近くの・金事務所、私立学校の教職員期間については、日本私立学校振興・共済事業団、公務員期間については、日本人は一大野い合いとは、 LYTH VVD年夕相談なくセルへお聞い今かせくだ

	年金保険	厚生		国民年金	3	年月	
保聊料納付額	標準賞与2 (千円)	等拳裝酬月額 (千円)	加入区分	(第1号·第3号) 納付状況		(和图	
					H	平	
					月	年	
					H	毕	
					月	年	
					月	平	
					月	年	
					Н	乖	
					月	平	
					Н	串	
					月	年	
					Н	年	
					H	年	
					А	平	

情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示 されることがあります。

各期間の保険料納付額の累計が表示されます。

過去の加入期間について表示されます。

2. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)

	国民年金(a)			年金加入期間 合計		
第 1 号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)	船員保険(c)	(未納月数を除く)	合實対象期間等	受給資格期間
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
	厚生年記	金保険(b)				
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月	月
月	月	月	月			

3. 老齢年金の種類と見込額(年額)(現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込み額を計算しています)

也			(may (10 mm)	- 1380 4-1411 15 2300	V. E. 412-172 15 C		(CDIFI G		
TIJ	受給開始年齡		歳~		歳~		歲~		歲~
Ř	(1)基礎年金							老齡基礎年金	
									円
±	(2)厚生年金保険	特別支給の老舗	給厚生年金	特別支給の老齢四	学生年金	特別支給の老齢厚質	生年金	老齡厚生年金	
_	CAPELLY A HORS			(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
庫	一般厚生年金期間			(定額部分)	円	(定顧部分)	円	(経過的加獎部分)	円
	 	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
齫	公務員厚生年金期間	(定額部分)	円	(定額部分)	円	(定額部分)	円	(経過的加麗部分)	円
		(経過的職域加算額 (共済年金))	円	(経過的職域加算額 (共済年金))	円	(経過的職域加門間 (共済年金))	円	(経過的罪域加算額 (共済年金))	円
	!	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
	私学共済厚生年金期間	(定額部分)	円	(定額部分)	円	(定願部分)	円	(経過的加算部分)	円
		(経週的職域加算額 (共消年金))	円	(経週的職域加算額 (共済年金))	円	《経過的職域加算額 (共済年金))	円	(経過的職域加算額 (共済年金))	円
	(1)と(2)の合計		円		円		円		円

- ・老齢生命の生命関は、『存か加入条件で60億末で(注)酸糖」、ア加入したものと仮定(ア計質しています (注)公務員厚生年金期間の老齢年金 P年額は、現在の加入条件で60歳に達した日以後の最初の3月31日まで ・老齢年金の見込額が表示されていない。場合は、受給資格期間が120月に達していない場合などですので、KKR年金相談ダイヤルにお問い合わせください。 ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「公務員厚生年金期間」に表示されている見込額がで動 する場合があります。
- ※年金見込額は今後の加入状況や経済。ji向などによって変わります。あくまで目安としてください。

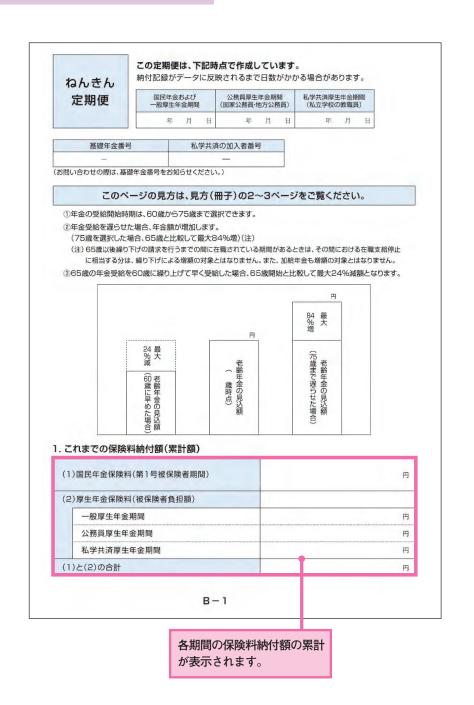
個々の加入状況に応じた年金見込み額が 表示されます。

老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である 65歳から表示しています。

65歳からは日本年金機構から支給される 国民年金の見込み額も表示されます。

『ねんきん定期便』(封書)の見方

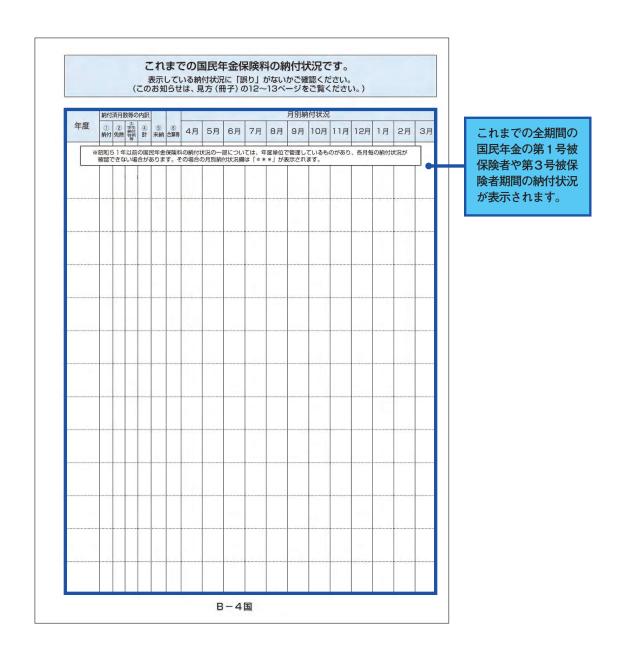
(59歳の方)





⑦国民年金(a) ⑧船員保険(c) 未納月数(※) 4分の3 免除月数 第3号 月数 納付済等 月数 計 全額免除月数 学特等 月数 加入月数 加入期間 ③厚生年金保険(b) 11合算対象期間等 ②受給資格期間 一般厚生年金(厚年) 公務員厚生年金(公共) 私学共済厚生年金(私学) 厚生年金保険 計 加入月数 加入期間 加入月数 加入期間 加入月数 加入期間 (基金) (a+b+c+d) (経過的機械) (経過的機械) (経過的機械) (経過的機械) 「未納月数」に含まれている場合があります。

	表示	示してい (このま	る金額の知らせ	が当時の	方(冊)	子)の10	相違し	ていない	ハかご硝子ご覧く	認くだ ださい。	さい。。)			
年度	種別				_	_	_	_	の月別	_				これまでの全
	100.73	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	※ブランク(空台場合も、同様)	3)となって こブランク	いる月は で示され	、厚生年会ますので、	全保険に加 B-3の『	1入してい 年金加入	ないこと ² 履歴 とあ	を示します 5わせてご	。なお、国 確認くださ	民年金にい。	加入してい	いる月の		の標準報酬月 厚生年金保険
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												1	険料納付額が されます。
	標準報無月額 標準賞与額 保険料納付額													C114 9 0
	標準報酬月顯 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額					***************************************								
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月顧 標準賞与題 保険料納付額													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月額標準賞与額保険料納付額													
******************************	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額					***************************************				***************************************				
	標準報號月額標準賞与額保険料納付額													
•••••	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額													
	標準報酬月額標準賞与額													

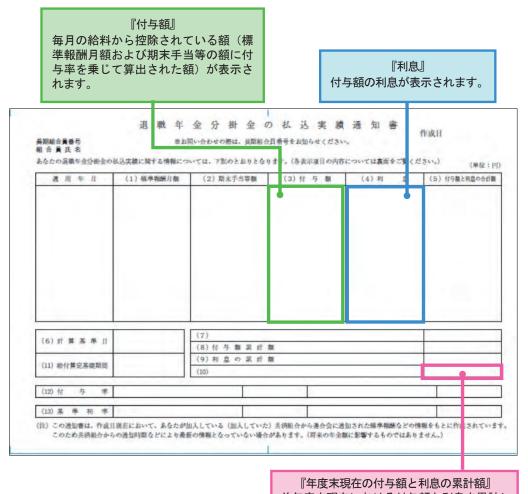


退職年金分掛金の払込実績通知書

連合会では、毎年、現役の長期組合員の方に「退職年金分掛金の払込実績通知書」を送付し、 前年度末時点の「付与額」と「利息」の累計額などをお知らせしています(6月末に送付)。

なお、すでに退職している方については、退職年度、35歳、45歳、59歳、63歳の年度末時 点の「付与額」と「利息」の累計額などをお知らせしています。

『退職年金分掛金の払込実績通知書』の見方



前年度末現在における付与額と利息を累計し た額で、自身の将来の年金原資となる額が表 示されます。